

議第7号

高島市国民健康保険条例および高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年3月1日

高島市長 福井正明

高島市国民健康保険条例および高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(高島市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 高島市国民健康保険条例(平成17年高島市条例第169号)の一部を次のように改正する。

付則第5項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)」に改める。

(高島市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 高島市国民健康保険税条例(平成17年高島市条例第311号)の一部を次のように改正する。

付則第20項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ。)」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。